



平成25年3月26日

川西市長 大塩 民生 様

川西市補助金等審議会

会長 中 川 幾 郎

川西市における補助金等にかかる今後のあり方について（答申）

平成24年7月10日付で諮問された、川西市における補助金等にかかる今後のあり方について、別紙のとおり答申します。

今後、貴職におかれましては、この答申を十分に尊重され、補助金等改革を実行されることを要望いたします。

川西市における補助金等 の今後のあり方について

～ 第三次補助金改革に向けて～

平成 25 年 3 月

川西市補助金等審議会

1 はじめに

川西市では、これからの10年のまちづくりの方向性を示す「第5次総合計画」が、平成25年度からスタートする。

この総合計画を着実に実現するために、「行財政改革大綱」を策定するとともに、この大綱の理念を踏まえ、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画期間とし、具体的な目標及び取り組みを定めた「行財政改革前期実行計画」が策定された。

同計画においても、補助金の適正化については、行財政改革の重要課題の一つとして捉えられているが、これまでににおいても、平成20年10月の川西市補助金等審議会（以下「審議会」という。）の答申に基づき、全庁的な取り組み方針を定め、見直しを進めるとともに、補助団体等に対し、適正な申請や執行などを明確に示すなど、透明性の高い補助金制度の確立をめざした取り組みが進められている。

しかしながら、少子高齢化の急速な進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に加え、逼迫した財政状況など、市を取り巻く環境がより一層厳しくなる中で、これからのまちづくりを進めるにあたっては、これまで以上に市民と行政の役割分担や、市民が主体となった地域活動を支援する仕組みづくりが求められる。

こうした中、平成23年度の施政方針において、これまで行政が主導して担ってきた地域の課題に対し、地域住民自らが、その解決にあたるために、一定の権限や財源を地域へ移譲する「地域分権制度」の導入が、市長から表明された。

同制度の検討にあたっては、現在、地域に支出されている補助金をはじめ、現行の補助金全般にわたる検証・見直しが必要との市長の判断から、平成24年7月10日に「川西市における補助金等にかかる今後のあり方について」諮問を受けたところである。

以来、委嘱を受けた我々委員6名は、5回の会議を開催して審議を行い、答申をここにまとめた。

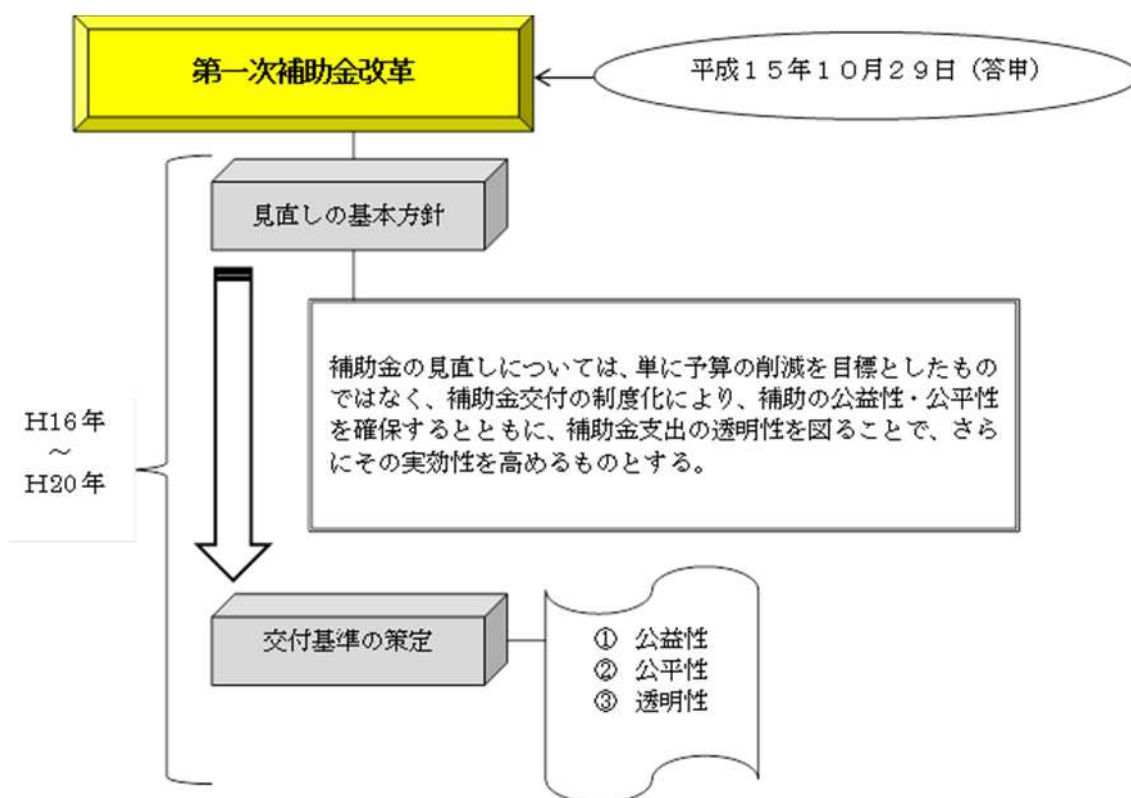
2 川西市における補助金改革の経緯

(1) 第一次補助金改革

川西市の第一次補助金改革は、平成15年10月29日に審議会からの答申に基づき、平成16年度からその取り組みが始まった。

平成 16 年度当初予算では、市が任意に支出している補助金について前年度当初予算に対して、約 2,400 万円の削減を行うとともに、その翌年度からは、すべての補助金について、公益性・公平性・透明性という 3 つの視点から見直しを行い、補助目的や手続きについて、規則・要綱を策定することにより、明確化を図るとともに、公表を行うこととした。

また、大半の補助金を事業奨励補助金へと移行し、補助期間を原則 5 年と要綱等に明記することによって、一定期間経過後の見直し義務化を行った。



(2) 第二次補助金改革

社会経済状況の急激な変化に伴い、川西市は、行財政改革の一層の推進を図らなければならない事態となり、補助金についても、また第一次補助金改革を経て5年が経過する中で、さらなる改革が迫られた。


これを受けて、市は、平成 20 年 6 月 9 日に審議会に諮問を行った。

また、審議と並行して、コミュニティ活動をはじめとした地域活動支援型補助金を交付している団体に対して、アンケート調査を実施するなど、地域活動の実情把握にも努めながら、同年 10 月に答申を受けた。

この答申では、大きく次の 4 点について示唆されている。


施設使用に係る使用料の減免や優先利用について
統合型補助金への移行について
交付・評価基準と評価制度について
公募型補助金と市民による評価への提言について

1点目の「施設使用に係る使用料の減免や優先利用について」、審議会からは、施設利用における使用料の減免及び免除についても、潜在的な補助金であるとともに、施設予約などの優先利用も潜在的な活動支援であると捕えるべきであるとされ、これら使用料減免や優先利用も補助金的な性格を持つものとして、補助金と同様の基準と公表手法を適用し、適正化を図るべきと指摘されている。

《市の対応》  平成 21 年度から公民館等の利用者の一部負担化実施に合わせて、審議会の指摘を尊重し、その適正化に努めてきた。

2点目の「統合型補助金への移行について」、審議会では、補助金のすべてを対象とせず、市の考えにより大きく変わる「事業奨励型団体補助金」について特化して議論が行われた。

このうち、コミュニティ組織の活動補助金をはじめとする「地域活動支援型補助金」については、その使われ方や目的が類似した補助金の併存が指摘されると同時に、こうした類似する補助金については、市が積極的に統合を行うことにより、さらに効果性・効率性を高めることが可能であるとの指摘がされた。

《市の対応》  補助金の統合が強制的なものにならないよう、関係諸団体の実情を把握しながら、統合することが可能と判断された地域から順次移行できる仕組みの構築を検討していた。しかし、この点については、継続して検討が必要であるとして、現時点で具体的な取り組みには至っていない。

3点目の「交付・評価基準と評価制度について」は、補助金の交付前・予算編成段階において、「公共性・公益性・公平性・効果性」といった観点からも交付することが適正かどうかを評価するよう指摘されている。

また、補助金交付後の運用段階、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評

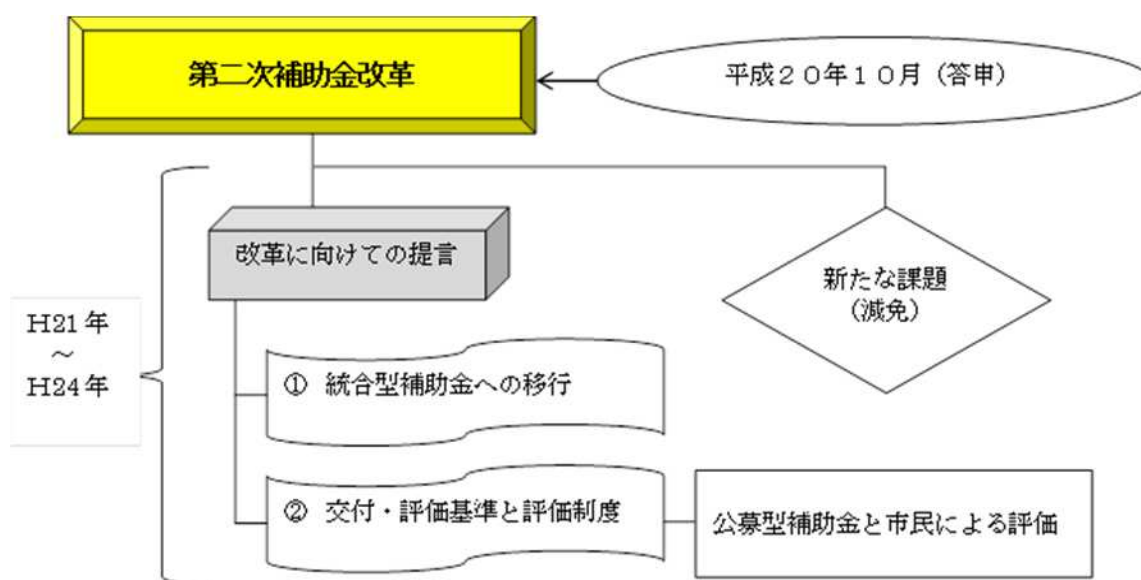
価)、ACTION(改善)の各段階において、公益性、公平性、透明性の各観点から適正な運用がなされているかの評価も必要であると指摘されている。

《市の対応》 → 交付基準を作成し、平成21年度からの予算編成作業に反映して取り組んでいるところである。

4点目の「公募型補助金と市民による評価への提言について」は、審議会としては、地域活動が活性化する仕組みとして公募型補助金が提言されている。

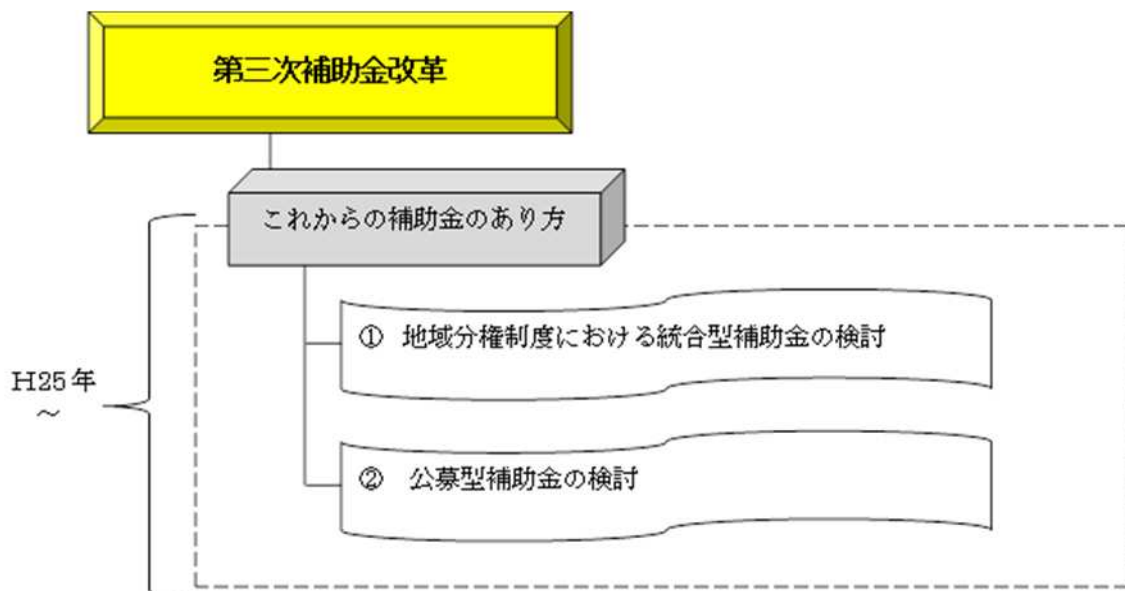
《市の対応》 → チャレンジ型の補助金を創設に向けて、制度を可能な限り簡素化し、諸手続きが公募の参入障壁とならないような制度設計とすることが必要であるという認識のもと、検討を進めているが、現時点では具体的な取組みには至っていない。

また、補助金全般にわたって、市民による評価が必要であるとも指摘しており、これは透明性確保の観点からのみでなく、補助金の客観性や公平性の観点からも必要であるとして、公共施設の優先利用や使用料の減免も含めた評価が必要であるという認識に立ち、透明性の確保という点については、公表することをもって対応しているが、評価という部分については、内部評価にとどまっていることから、引き続き、検討を進める必要がある。



以上のようなことを踏まえ、平成 20 年 10 月の当審議会の答申を基に、市では、その取り組みを進める中で、減額、あるいは減免等をはじめ、団体における補助金の使い方などについても積極的な展開を行い、適正な運用に努めているところであるが、一方では、「統合型補助金」と「公募型補助金」の創設に向けた取り組みが進んでいないという状況にあることも事実である。

現在、市で進めようとしている地域分権制度の創設に向けては、これら二つの補助金のあり方が極めて重要であることから、審議会においては、第三次補助金改革の柱としては、「統合型補助金」と「公募型補助金」のあり方に焦点を絞って検討を進めたところである。



3 統合型補助金について

地域等に交付している補助金については、第二次補助金改革時において、「任意の奨励的補助金」として分類したところである。

この補助金については、類似した事業を実施している団体、目的が類似した補助金など複数の課から支出されていることに加え、支出や運用の基準や、手続きの煩雑さなど、市民にとって使いにくいものになっていることが想定される。

また、地域分権制度の観点から地域に権限と財源を移譲する前段階での整理

も含めて、統合型補助金についての検討を行った。

(1) 統合型補助金の定義

コミュニティ推進協議会等の地域団体（以下「コミュニティ」という。）に対し、複数の所管から交付されている、また類似した事業に交付されている補助金について統合することで、用途の融通性を高め、申請手続きなどの簡素化を図り、将来的な地域分権制度の確立に寄与する補助金をいう。

(2) 統合型補助金の必要性

前述のとおり、1つのコミュニティに、複数の所管から補助金が交付されている現状がある。

また、川西市の場合、補助金の補助対象は事業費となっており、特定の事業に対する補助としているが、類似した事業に対する補助も見受けられる。これは、地域団体の補助申請事務を煩雑にするとともに、補助金の使い道として融通性に欠け、地域からの要望としても柔軟性のある補助金が求められているところである。

また、今後、地域分権制度の確立に向け、権限や財源の移譲先のあり方や、財源のあり方などを進めていく中、地域力を高め、地域の自立性を強調していくための財源として、統合型の補助金は注目されるべき補助金である。

以上のことから、当審議会においては、地域団体等に交付している既存の補助金について、整理・統合すべきであるとの認識のもと検討を行った。

(3) 統合型補助金の具現化

当審議会は、前回の答申（平成20年10月答申）の中で、法律等を根拠とせず、市が独自に奨励的、任意的に交付している補助金を分類した。

今回は、その奨励的補助金をさらに、「地域団体に交付している」「地域以外の団体に交付している」に細分化し、統合型補助金の具現化に向け、「地域団体に交付している」補助金を対象に、地域団体はコミュニティ推進協議会を念頭においた議論を展開した。

その中で、統合することにより各コミュニティの内部組織同士の調整、補助対象経費の考え方、活発な活動をしているコミュニティとそうでないコミュニティとの交付額等の取扱いなどについて検討を進め、次のようにまとめた。

《まとめ》

- ・統合にあたっては、各地域団体の自主性・自立性を尊重し、団体間の連携を図りながら進めていくことが必要である。
- ・地域経営の主体は、自治会を中心としたコミュニティであり、そこからそれぞれの委員会組織が構成されており、それらを切断することはできないものである。
- ・補助期間は、3～5年を原則とし、長くても10年で補助金のあり方は見直しを行うこと。
- ・役割を終えつつあるものは、補助打ち切りという英断を下すことも必要であるが、現存する予算規模は生かして、コミュニティ支援のための統合型補助金、もしくは交付金に切りかえていく検討も必要である。
- ・各年度において、繰り越しも認めるなど、融通性についても考慮すること。
- ・複数の窓口を一本化するなど、運用面を重視し、地域の利便性を考慮すること。
- ・補助金の交付金化や、地域に委託するという手法についても検討していくこと。

(4) 統合型補助金の候補

統合型補助金の候補は、以下の表のとおりとする。

【補助金の整理】（ 番号欄は[地域に交付している補助金一覧]の番号を示す）

A 統合が検討できる補助金

前回の補助金等審議会での答申を反映するなど、積極的に統合を検討していく補助金

番号	補助金名	H24予算額	対象
2	コミュニティ組織活動補助金	14,821	各地区コミュニティ推進協議会
11	ジョイフル・フレンド・クラブ活動補助金	3,200	各地区コミュニティ推進協議会
5	防災資機材管理等活動事業補助金	800	各地区コミュニティ推進協議会(自主防災組織)
6	小学校区体育振興会補助金	504	小学校区体育振興会

B 今後検討していく必要のある補助金

社会福祉協議会との調整や、将来的に全コミュニティに広がる可能性のある補助金

番号	補助金名	H24予算額	対象
4	コミュニティ活動設備等整備事業補助金	218	輪転機、複写機を整備するコミュニティ
7	福祉デザインひろばづくり事業補助金	10,080	各地区福祉委員会
8	コミュニティスペース事業補助金	2,000	コミュニティスペースを設置する団体またはグループ
10	子ども会連絡協議会補助金	648	子ども会連絡協議会

C 統合が難しい補助金

現状では、全コミュニティ等ではなく、特定のコミュニティ等に補助しているものなど

番号	補助金名	H24予算額	対象
1	黒川地区地域文化・スポーツ振興事業補助金	71	黒川地区地域文化(スポーツ)振興事業運営委員会
3	自治会館整備事業補助金	2,862	自治会館の増改築等をする自治会
9	青少年育成市民会議補助金	1,310	青少年育成市民会議
12	環境衛生推進協議会補助金	1,200	環境衛生推進協議会
13	まちづくり活動・支援助成金	300	まちづくり協議会
14	航空機騒音地区公民館空調設備維持管理補助金	360	航空機騒音地区自治会

【地域に交付している補助金一覧】

番号	補助金名	担当課	補助対象団体	補助の趣旨	補助対象	要綱制定	期間	H24 予算額 (千円)
1	黒川地区地域文化・スポーツ振興事業補助金	文化観光交流課	黒川地区地域文化(スポーツ)振興事業運営委員会	地域における文化活動、スポーツレクリエーション活動の振興を図るため、コミュニティのスポーツ・文化部会未加入の団体が行う事業に補助	黒川地区における文化活動・スポーツレクリエーション活動	H17.4.1	5年	71
2	コミュニティ組織活動補助金	地域・相談課	各地区コミュニティ推進協議会	コミュニティ活動を通して、地域住民の連帯感を醸成するとともに自治意識の向上を図り地域に根ざした心豊かであらわいの感じあえる地域社会づくりをめざし、活動する地域住民組織に補助を行う。	・スポーツレクリエーションなど体育に関する活動 ・文化祭・学習会など ・生活環境浄化など環境に関する活動 ・地域福祉の向上に関する活動 ・防犯・交通など安全に関する活動 ・その他地域住民のコミュニティ意識の啓発及び地域の発展に必要な活動	S56.4.1 H17.4.1改正	なし	14,821
3	自治会館整備事業補助金	地域・相談課	自治会館の増改築等をすすめる自治会	自治会が地域住民の親睦及び福祉の向上を図ることを目的に自治会館の新築、増改築などの整備事業を行う場合に補助	自治会館の新築、増改築、修繕に係る事業	H9.3.1 H17.4.1改正	なし	2,862
4	コミュニティ活動設備等整備事業補助金	地域・相談課	輪転機、複写機を整備するコミュニティ	コミュニティ組織の運営及び諸事業が円滑に進められるよう、活動設備等の整備事業に対し補助	輪転機及び複写機	H9.3.1 H17.4.1改正	なし	218
5	防災資機材管理等活动事業補助金	危機管理室	市内14地区各自主防災組織	体系的に組織された自主防災組織に対し助成している防災資機材を適正に維持管理し、自主防災組織の充実を図るため補助を行う。	川西市防災資機材助成要綱の対象となる自主防災組織が保有する防災資機材	H10.2.20 H16.10.6改正	なし	800
6	小学校区体育振興会補助金	スポーツ課	小学校区体育振興会	小学校区のスポーツの振興を図ることを目的とするスポーツの振興及び普及奨励事業に対し補助	小学校区体育振興会が実施するスポーツの振興及び普及奨励事業	H17.4.1	5年	504
7	福祉デザインひろばづくり事業補助金	福祉政策課	各地区福祉委員会	住民が助け合い、支え合いながら地域福祉を推進する福祉デザインひろばづくり事業に対し補助を行う。	・福祉ネットワーク会議の開催 ・地域福祉拠点の維持・運営 ・地域福祉拠点での情報の発信 ・地区内での相談、専門機関への取り次ぎ ・地区ボランティア活動推進 ・子育て支援、児童・高齢者・障がい者(児)などの住民交流	H16.4.1	5年	10,080
8	コミュニティベース事業補助金	福祉政策課	コミュニティベースを設けようとする団体	子ども、高齢者、障がい者などさまざまな人たちが交流できる「コミュニティベース」を設置することにより、福祉コミュニティの充実、地域の助け合いの意識の醸成を促進し、市民が安心して生活できる地域づくりの推進を図る。	補助要件 ・地域の住民が自由に利用できるスペースであること ・営利のみを目的とせず、福祉的コミュニティ形成の場所であること。 ・週に1度以上は開設すること。 ・特定の政治団体、宗教団体の支援活動を行わないこと。	H20.10.15	なし	2,000

番号	補助金名	担当課	補助対象団体	補助の趣旨	補助対象	要綱制定	期間	H24 予算額 (千円)
9	青少年育成市民会議補助金	こども、若者政策課	青少年育成市民会議	青少年育成市民会議が行う事業に補助	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、学校、関係機関 団体との連携強化による青少年育成運動の推進 ・家庭の教育的役割を認識し、その充実と向上を図る事業 ・青少年の健全な団体活動、社会参加活動の促進に関する事業 ・青少年の健全な社会環境づくりの推進に関する事業 ・組織の充実や育成体制の強化、資質の向上を図る研修・研究に関する事業 	H17.4.1	5年	1,310
10	子ども会連絡協議会補助金	こども、若者政策課	子ども会連絡協議会	子ども会連絡協議会が行う事業に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> ・異年齢の集団による仲間活動、子どもの自主性、社会性、創造性を高めるための活動の推進 ・異世代交流による社会性を営む事業や地域の伝統文化を継承していく(心)を育む事業 ・子どもが自主的、主体的に活動するための援助をする指導者・育成者の養成や資質向上に関する事業 ・子ども会活動を推進する方策の研究に関する事業 ・学校、関連団体との連携強化を進める事業 	H17.4.1	5年	648
11	ジョイフル・フレンド・クラブ活動補助金	こども、若者政策課	各地区ジョイフル・フレンド・クラブ実行委員会	各小学校区ジョイフル・フレンド・クラブ実行委員会が行う事業に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> ・小、中、高校生を中心とした青少年の異年齢交流、異世代交流をすすめる事業 ・地域住民、学校、関係機関 団体との連携強化による、青少年育成運動の推進に関する事業 ・組織の充実や育成体制の強化、資質の向上を図る研修・研究に関する事業 	H17.4.1	5年	3,200
12	環境衛生推進協議会補助金	美化業務課	環境衛生推進協議会	環境衛生推進協議会が環境衛生の一端として行う環境美化実践活動及び環境衛生思想の啓発活動に対する補助	<ul style="list-style-type: none"> ・環境衛生思想の普及、向上事業 ・生活環境の保全及び改善事業 ・研修会、講演会等の開催 ・指導者の研修及び各組織間の連絡調整 ・環境衛生推進大会の開催 ・地区及び個人の表彰 	H17.4.1	5年	1,200
13	まちづくり活動・支援助成金	都市計画課	各まちづくり協議会	川西市地区計画及びまちづくり推進に関する条例の規定に基づき住民主体のまちづくり活動への補助	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりアドバイザー派遣、まちづくり活動助成、まちづくり支援助成、まちづくりコンサルタント派遣 	H17.7.1	なし	300
14	航空機騒音地区公民館空調設備維持管理補助金	空港対策課	航空機騒音地区区自治会	航空機騒音地区に存する公民館等の防音工事等による空調設備にかかる電気料金について、地元住民の負担の軽減を図り、地域活動の活性化に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度内の電気量の使用実績(上限72,000円) 	H10.11.25 H23.4.1改正	なし	360

4 公募型補助金について

(1) 公募型補助金の定義

公募型補助金とは、市民公益団体（NPO）などが、市民発案または、行政テーマ型として市全域の利益を対象とした事業について、支援するものである。

また、その選定に際しては第三者機関による審査を経て採択されるものとする。

市民発案 = 市民公益団体等が自らの特性を活かし、当該団体の責任において、市全域の利益を対象とした事業を展開すること。

行政テーマ型 = 行政が補助テーマを掲げ、その内容の事業を実施する団体を支援する。

(2) 公募型補助金に向けた背景

一般的には、公共的なサービスというのは、行政が提供するものと考えられていた。

しかし、市民ニーズが多様化・複雑化する中で、これまでのように行政だけで対応していくことは困難な状況になってきている。

特に、地域課題の解決にあたっては、地域の実情に明るく、最も身近な存在である地域住民の結束した「地域力」に期待するところである。

今後、地域住民が主体的に担う領域が増大していくことは言うまでもなく、よりよい市民生活を実現していくためには、市民がまちづくりに参加するきっかけづくりや活動しやすい環境を整えるなど、その活動を育成・活性化させる制度や仕組みが必要である。

行政は、市民が様々な課題を主体的に受け止め、その解決に向けて自らの意思で取り組もうとする活動に対して、補助金をはじめとする様々な支援をより一層充実させなければならないものであると考える。

補助金には、大きく これからの地域分権制度の主体となっていく地縁型の団体（自治会・コミュニティ等）に対する補助と、特定のテーマによってつながった志縁型の団体（NPO・ボランティア等）に対する補助に分けられる。

地縁型の団体に対する補助については、コミュニティ活動推進事業補助など1つの団体に対し、複数の所管からの交付があるため、一定の整理合理化を進め、統合型補助金の導入の検討などを進めていく考えを示したところである。

他方、志縁型の団体に対する支援について、従来の本市の補助金制度の中

では、個々の団体に対し、支援する方策が確立されていなかったことから、今後においては、地域に関わる様々な活動団体が相互に、その地域を支える一員だという意識をさらに強め、協働して取り組んでいく必要があり、それらを補助金改革に反映させていくべきと考える。

市の行う支援方法は、様々な態様が考えられるが、財政的支援となる新たな補助金に公募型補助制度を導入し、補助金の交付においては、市民活動の目的及び内容を公益性の観点から適切に判断するとともに、その判断は第三者機関を設置し、公平性・透明性を確保することが必要である。

(3) 補助対象団体

おおよそ以下の要件をみたす市民公益団体等を対象に検討を進める。

- ・ 営利を目的としていない。
- ・ 政治的・宗教的活動をしていない。
- ・ 主要な構成メンバーが市内在住・在勤・在学である。
- ・ 市内に活動拠点を有すること。

5 おわりに

補助金は、市の施策を展開する上で各種団体等の事業活動を支援する機能を有しており、また補助金を交付することで、市の団体等の間に協働関係を保ちつつ各種の事業展開がなされてきた。

当審議会では、補助金のあり方としては、削減や廃止といった財政的な側面のみから行うものではなく、市が進めようとしている地域分権制度を視野に入れ、補助金を通して作られる市民と行政のあり方をより一層強化していくという考えを念頭に置き審議してきた。

補助金等は、地方自治法第 232 条の 2 で、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、「公益上必要がある場合」に限定して交付できるとされている。

つまり、市が補助金等を交付する場合には、「公益性」を有していることが絶対条件であり、公益性の有無を客観的に判断する必要がある。

補助金の財源は市民の税金である。市は補助金を交付することに対して、市民の理解を得るために、より一層の透明性を図るとともに説明責任を果たさなければならない。

また、市では、今後において、権限及び財源を移譲していく「地域分権制度」の確立に向けた動きが本格化していく中で、その財源となる補助金のあり方が

大きな鍵となる。

今回、「統合型補助金」及び「公募型補助金」について、焦点を絞って議論を進めてきたわけであるが、補助金制度には、高い透明性や時代への即応性が求められている中で、市においては、これらに加えて、この二つの補助金制度の創設にあたっては、地域がより主体的となって、使いやすい補助金となるよう、検討していく必要があると考える。

【審議経過】

回	開催年月日	審議内容
第1回	平成24年7月10日	委嘱状交付 会長選任 諮問 補助金改革の経緯及び現状等について 今後の進め方について
第2回	平成24年8月8日	これからの補助金のあり方 地域分権制度における統合型補助金の検討
第3回	平成25年1月9日	これからの補助金のあり方 地域分権制度における統合型補助金の検討
第4回	平成25年2月20日	これからの補助金のあり方 公募型補助金の検討
第5回	平成25年3月26日	答申

【川西市補助金等審議会委員名簿】

選出区分	氏名(敬称略)	所属する団体等	備考
学識経験者	おかもと きよし 岡本 清	神戸新聞社 阪神総局長	
	ささき やすゆき 佐々木 保幸	関西大学 経済学部教授	
	なかがわ いくお 中川 幾郎	帝塚山大学 法学部教授	会長
	わだ さとこ 和田 聡子	大阪学院大学 経済学部准教授	会長代理
市民団体	かもん ふみお 加門 文男	川西市コミュニティ協議会連合会理事 (北陵小学校区コミュニティ推進協議会会長)	
	やなせ しげこ 築瀬 繁子	川西市社会福祉協議会 けやき坂小地区福祉委員会委員長	